

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月6日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1172

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
9 9級	(1) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1)・(0-2) (略) (0-3) 知事部局の本庁の部の理事（防災技術担当、災害医療担当、文化担当、スポーツ担当、少子化対策担当、医療介護連携対策・社会健康医学推進担当、通商担当、新産業集積担当、農業担当、先端農業推進担当、土木技術担当及び農業・農地連携担当並びに静岡県公立大学法人に静岡県立大学事務局長として派遣された者及び静岡県立病院機構に静岡県立総合病院事務部長として派遣された者に限る。）の職務 (1-1)～(11-4) (略)	9 9級	(1) 本庁の部長代理又は特に困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1)・(0-2) (略) (0-3) 知事部局の本庁の部の理事（防災技術担当、災害医療担当、文化担当、スポーツ担当、少子化対策担当、医療介護連携対策・社会健康医学推進担当、通商担当、新産業集積担当、先端農業推進担当、土木技術担当及び農業・農地連携担当並びに静岡県公立大学法人に静岡県立大学事務局長として派遣された者及び静岡県立病院機構に静岡県立総合病院事務部長として派遣された者に限る。）の職務 (1-1)～(11-4) (略)
（略）		（略）	
備考 (略)		備考 (略)	
イ～ケ (略)		イ～ケ (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。